

参考 15— 1

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費
及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係る
サービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） <u>84単位</u></p> <p>注1・2（略）</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 <u>94単位</u></p> <p>(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>189単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 <u>256単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに<u>85単位</u>を加算した単位数</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>548単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに<u>36単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 <u>48単位</u></p> <p>(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 <u>94単位</u>に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに<u>48単位</u>を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>214単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間15分以上の場合 <u>256単位</u></p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>85単位</u></p> <p>注1～4（略）</p> <p>3 訪問入浴介護</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 訪問入浴介護費のイの注1から<u>注10</u>まで及びロから<u>チ</u>までに</p>	<p>別表第一</p> <p>1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） <u>83単位</u></p> <p>注1・2（略）</p> <p>2 訪問介護</p> <p>イ 身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 <u>96単位</u></p> <p>(2) 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>193単位</u></p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 <u>262単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに<u>87単位</u>を加算した単位数</p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>561単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに<u>37単位</u>を加算した単位数</p> <p>ロ 生活援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間15分未満の場合 <u>49単位</u></p> <p>(2) 所要時間15分以上1時間未満の場合 <u>96単位</u>に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに<u>49単位</u>を加算した単位数</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>219単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間15分以上の場合 <u>262単位</u></p> <p>ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>87単位</u></p> <p>注1～4（略）</p> <p>3 訪問入浴介護</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 訪問入浴介護費のイの注1から<u>注8</u>まで及びロから<u>ト</u>までに</p>

については、適用しない。

4・5 (略)

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「施設基準」という。）第5号イからハマまでに適合しているものとして、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位

については、適用しない。

4・5 (略)

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「施設基準」という。）第5号イからハマまでに適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

参考 15-1

数を算定する。

ロ (略)

ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注24まで及びニからトまでについては、適用しない。

7 (略)

8 指定福祉用具貸与 (1月につき)

イ (略)

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注5まで及び注7については、適用しない。

9 指定地域密着型通所介護

イ～ハ (略)

ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイからハまでの注1から注26まで、注28及び注29並びにニからトまでについては、適用しない。

10 指定認知症対応型通所介護

イ・ロ (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注20まで並びにハからへまでについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日につき) 57単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護 (1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者 (指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,032単位

(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,066単位

ロ (略)

ハ イ及びロについては、通所介護費のイからハまでの注1から注22まで及びニからトまでについては、適用しない。

7 (略)

8 指定福祉用具貸与 (1月につき)

イ (略)

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については、適用しない。

9 指定地域密着型通所介護

イ～ハ (略)

ニ イからハまでについては、地域密着型通所介護費のイ及びロの注1から注22まで、注24及び注25並びにハからへまでについては、適用しない。

10 指定認知症対応型通所介護

イ・ロ (略)

ハ 認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注18まで並びにハからへまでについては、適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費 (1日につき) 56単位

注1・2 (略)

2 指定訪問介護 (1月につき)

利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者 (指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

(1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位

(2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位

<p>(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）</p> <p style="text-align: right;">3,277単位</p>	<p>(3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）</p> <p style="text-align: right;">3,355単位</p>
<p>3 指定通所介護（1月につき）</p> <p>利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において</u>、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 要支援1 1,511単位</p> <p>(2) 要支援2 3,099単位</p>	<p>3 指定通所介護（1月につき）</p> <p>利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 要支援1 1,504単位</p> <p>(2) 要支援2 1,084単位</p>
<p>4 指定介護予防訪問入浴介護</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から<u>注10</u>まで及びロからトまでについては、適用しない。</p>	<p>4 指定介護予防訪問入浴介護</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護予防訪問入浴介護費のイの注1から<u>注8</u>まで及びロからトまでについては、適用しない。</p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p>
<p>8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護予防福祉用具貸与費の注1から<u>注5</u>まで及び<u>注7</u>については、適用しない。</p>	<p>8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護予防福祉用具貸与費の注1から<u>注3</u>まで及び<u>注5</u>については、適用しない。</p>
<p>9 指定介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの<u>注10</u>の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。</p> <p>ニ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの<u>注13</u>の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき</p>	<p>9 指定介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注8</u>の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。</p> <p>ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の<u>注11</u>の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき180単位を</p>

参考 15-1

<p>180単位を加算する。</p> <p>ホ 介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注15の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。</p> <p>へ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注19まで並びにハからヘまでについては、適用しない。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>加算する。</p> <p>ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の注13の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。</p> <p>へ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注17まで並びにハからヘまでについては、適用しない。</p> <p>10・11 (略)</p>
---	--